北里大学における人権侵害 (ハラスメント) 防止への取り組みについて

北里大学は、すべての学生が個人として尊重され、適正で快適な環境のもとで学業に専念できるよう、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、さまざまな人権侵害行為の防止と対策に取り組んでいます。この、本学の姿勢は『人権侵害防止宣言』および『人権侵害 (ハラスメント) 防止のためのガイドライン』 において表明しています。

人権侵害(ハラスメント)とは?

学生は、教育・研究、その他の諸活動において、教員と学生、 先輩と後輩、男性と女性といった異なった立場である他者との 様々な人間関係の中で、学業に励んでいかなければなりません。 このような人間関係の中で、優越的な立場にある者が、逆ら えない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な 言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることを、

一般的に「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラス

メント」「パワー・ハラスメント」「ジェンダー・ハラスメント」「ア

ルコール・ハラスメント」などと呼んでいます。

これらのハラスメントは、その行為内容により区別されていますが、複雑に絡み合って起こることもあります。

もし、あなたが、このようなハラスメントの被害にあったと感じ、精神的・身体的に苦痛で修学環境が悪化したり、学習・研究意欲を失ったときは、自分を責めたり、我慢をしないで、学内の相談窓口や信頼できる職員に相談するなど、事態が悪化しないうちに行動してください。

人権侵害 (ハラスメント) に関わる相談と対応について

人権侵害 (ハラスメント) と思われる行為に悩んでいたら、 人権相談員にご相談ください。相談は、所属先やキャンパス に関係なく、あなたが相談しやすい人権相談員にすることが できます。 相談内容は秘密を厳守し、関係者のプライバシーに十分配 慮しながら、一緒に解決方法を考えていきます。解決できな いときは、学校法人北里研究所人権侵害防止委員会に調査・ 調停を依頼し、速やかに被害者の救済措置を図ります。

■人権相談員への相談は、次の手順で行ってください。

- ①相談窓口に電話、手紙、メール等でご連絡ください。お話を伺う日時や場所、対応する人権相談員を、 あなたの希望に応えながら調整します。
- ②相談の際は、2名の人権相談員がお話を伺います。
- ③その後の対応は、相談の流れ(フロー)に従います。※右頁参照

【人権相談員への連絡方法(例)】

●電話による場合 0120-797-148, 090-1662-1237 (相談窓口専用) 平日9:00~17:00

相談者:○○学部×××と言いますが、セクハラのことで相談したいのですが…

相談窓口:希望する時間や場所は、ありますか?

相談者:月曜以外の4時以降に、相模原キャンパスで、女性の人権相談員を希望します。

相談窓口:わかりました。それでは、調整をして、こちらからお電話いたします。

●メールによる場合 jinkenso@kitasato-u.ac.jp (相談窓口専用)

人権相談窓口担当者 様

○○学部○年の×××と言います。

人権相談員○○さんに相談したいことがあります。木曜か金曜の午後、都合が良いです。 もう一人の人権相談員は、誰が良いかわからないので、お任せします。

※人権侵害防止相談員(人権相談員)については、学生便覧等に掲載した『北里大学における人権侵害(ハラスメント)
防止への取り組みについて』、または本学ホームページにてご確認ください。

相談の流れ(フロー)



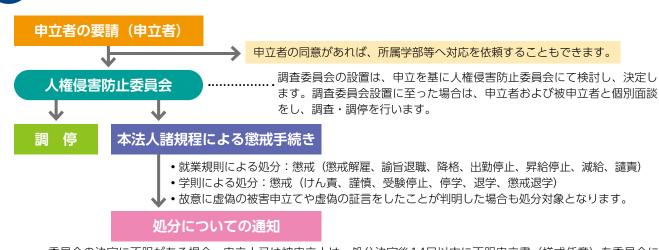
学内人権相談員または専門の先生(弁護士・医師など)が、お話を聴きます。

あなたから相談を受けたのちは、あなたの意見を最大限尊重しながら、 問題を整理し、関係部門などの協力を得て、一緒に解決方法を考えます。

※上記において、相談を受けた者が、1人で調査・調停等を行うことはありません。

あなたの同意があれば、所属学部等へ対応を依頼し、解決に向けて対応いたします。

あなたが、望むなら



委員会の決定に不服がある場合、申立人又は被申立人は、処分決定後14日以内に不服申立書(様式任意)を委員会に 提出することができます。

- ※すべての過程において、あなたのプライバシーは保護されます。
- **※重大な法令違反や非行等で、社会に及ぼす影響の著しい事案に関しては、上記の流れに関わりなく、** 理事長又は学長は、懲戒処分の手続きを取ることができます。

人権侵害 (ハラスメント) 防止への取り組みについての詳細は、学生便覧等をご覧ください。